

# 令和3年度介護報酬改定における経過措置事項について

令和5年6月

大分市指導監査課

## 経過措置事項一覧

※サービス毎に該当するページの確認をしてください。

| 経過措置事項                    | 対象サービス   | 施行の義務化            | ページ数       |
|---------------------------|--|-------------------|------------|
| 高齢者虐待防止の推進                | 全サービス  | 令和6年4月1日～         | 3          |
| 感染症対策の強化                  | 全サービス<br>※施設サービス(特養、密着特養、老健、介護医療院)は、訓練のみ経過措置。  | 令和6年4月1日～         | 4          |
| 業務継続に向けた取組の強化             | 全サービス  | 令和6年4月1日～         | 5          |
| ハラスメント対策の強化               | 全サービス  | 令和4年4月1日<br>(施行済) | 6          |
| 無資格者への認知症介護基礎<br>研修受講義務付け | 全サービス<br>※訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援を除く | 令和6年4月1日～         | 7          |
| 口腔衛生管理の強化                 | 施設サービス   | 令和6年4月1日～         | 8・9・10     |
| 栄養ケア・マネジメントの強化            | 施設サービス   | 令和6年4月1日～         | 8・11・12・13 |

## ○高齢者虐待防止の推進について

### 委員会の開催

- 定期的に開催し、委員会その他事業所内の組織、指針の整備、職員研修、相談報告体制の整備、市への通報の方法、原因分析と再発防止策、その効果と評価に関することを検討
- 管理者を含む幅広い職種で構成
- 他の会議体と一体的に設置・運営することや、他のサービス事業者と連携等により行うことも差し支えない

### 指針の整備

- 指針には、以下の項目の記載が必要
- 事業所における虐待防止に関する基本的考え方、委員会その他事業所内の組織、職員研修、発生時の対応方法、発生時の相談・報告体制、成年後見制度の利用支援、苦情解決方法、指針の閲覧、その他必要な事項

### 研修の実施

- 年1回以上(施設サービス、特定施設、グループホームは年2回以上)実施するとともに、新規採用時に実施
- 研修については、事業所内研修で差し支えないが、研修の実施内容等については記録することが必要

### 担当者の設置

- 上記内容(委員会の開催、指針の整備、研修の実施)を適切に実施するための専任の担当者を置くこと
- 担当者は虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が望ましい

## ○感染症対策の強化について※施設サービスについては、訓練のみ経過措置

### 委員会の開催

- 概ね6月に1回以上（施設サービスについては、3月に1回以上）開催するとともに、感染症流行時等、必要に応じて開催し、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討
- 感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成し、**感染対策担当者を決めておく**
- 他の会議体と一体的に設置・運営することや、他のサービス事業者と連携等により行うことも差し支えない

### 指針の整備

- 指針には、以下の項目の記載が必要
  - 平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策等）
  - 発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、大分市等の関係機関との連携、連絡体制等の整備等）

### 研修の実施

- 年1回以上（施設サービス、特定施設、グループホームは年2回以上）実施するとともに、新規採用時に実施
- 研修については、事業所内研修で差し支えないが、研修の実施内容等については記録することが必要

### 訓練の実施

- 年1回以上（施設サービス、特定施設、グループホームは年2回以上）以下の内容を実施（机上訓練でも可）
  - 指針及び研修内容に基づき、発生時において迅速に行動できるよう、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を行う

## ○業務継続に向けた取組の強化について

### 業務継続計画 の策定

- 計画には、以下の項目の記載が必要
  - 感染症に係るもの
    - 平時からの備え(体制構築・整備、感染防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)、初動対応、感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)
  - 災害に係るもの
    - 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)、緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)、他施設及び地域との連携
- 計画は、感染症及び非常災害についてそれぞれの内容を盛り込む必要があるが、一体的に作成しても構わない
- 他のサービス事業者と連携等により策定しても差し支えない

### 研修 の実施

- 年1回以上(施設サービス、特定施設、グループホームは年2回以上)実施するとともに、新規採用時に実施
- 全ての従業員の参加が望ましい(感染症や災害発生時には、従業員の連携した取組が求められるため)
- 感染症及びまん延防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない
- 研修の実施内容等については記録することが必要
- 他のサービス事業者と連携等により行うことも差し支えない

### 訓練 の実施

- 年1回以上(施設サービス、特定施設、グループホームは年2回以上)以下の内容を実施(机上訓練でも可)
  - 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害発生時のケアの演習等を行う
- 全ての従業員の参加が望ましい(感染症や災害発生時には、従業員の連携した取組が求められるため)
- 感染症及びまん延防止のための訓練及び非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない
- 他のサービス事業者と連携等により行うことも差し支えない

## ○ハラスメント対策の強化について

### 事業主が 講ずべき措置

- 職場におけるハラスメント(セクハラ、パワハラ等)の内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発
- 相談に対応する担当を定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員へ周知

### 事業主が 講じることが 望ましい取組

- 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)防止のための措置
- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
- 被害防止のための取組(マニュアルの作成や研修の実施等、業種・業態等に応じた取組)

## ○無資格者への認知症介護基礎研修受講義務付けについて

(訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援を除く)

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格※を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講させることが義務付けられました。

なお、新入職員については、猶予期間として採用後1年以内に受講させる必要があります。

※医療・福祉関係の資格一覧(認知症介護基礎研修の受講の義務付けの対象とならない者)

看護師・准看護師・介護福祉士・介護支援専門員・実務者研修修了者・介護職員初任者研修修了者・生活援助従事者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・訪問介護員養成研修一級(二級)課程修了者・社会福祉士・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士・管理栄養士・栄養士・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師等

## ○口腔衛生管理及び栄養ケア・マネジメントの強化について（施設サービスのみ）

令和3年度介護報酬改定において、施設サービスにおける口腔衛生管理体制加算及び栄養マネジメント加算が廃止されました。

基本サービスとして、入所者の口腔の健康の保持及び栄養状態の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた管理を計画的に行うことが義務化されました。

口腔衛生管理の強化を図るとともに、栄養ケア・マネジメントを充実させ、入所者の健康の保持・増進を進め、自立支援・重症化防止の推進を図られたい。



## ○口腔衛生管理の強化について(施設サービスののみ)

### ①技術的助言 及び指導

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設の介護職員に対して行う
- 年2回以上(概ね6か月ごと)

### ②計画の 作成・ 見直し

- 介護職員は、①の助言・指導に基づき入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成
  - 計画の様式例については次ページ参照
  - 口腔衛生管理体制計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載することで代えることも可能
- 必要に応じて(①の指導・助言等に応じて)定期的に計画の見直し

### ③口腔衛生管 理体制の整備

- 歯科医師の助言、計画等に基づき、介護職員による入所者の口腔の健康状態のスクリーニングを実施
- 口腔清掃用具の整備
- 口腔清掃の実施(実施担当者、実施時刻、実施回数・方法等を施設のタイムスケジュールに組み込む)
- 介護職員の口腔清掃に対する知識・技術の習得、安全確保のための歯科医師等からの指導
- 歯科医師へ入所者の口腔機能等に応じた食事の提供、食事形態等についての相談を行い、食事環境等を整備

**別紙様式7**

口腔衛生管理体制についての計画

○口腔衛生管理体制についての計画(様式)

(施設サービスのみ)

あくまで様式例ですが、施設で使用している計画の様式がその内容を網羅できているかどうか等、ご確認ください。

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(別紙様式7)

(令和3年3月16日付け介護保険最新情報Vol.936)

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 策定日                             | 令和 年 月 日                                      |
| 作成者                             |   |
| 助言を行った歯科医師等                     | 歯科医療機関  |
|                                 | 歯科医師名   |
|                                 | 連絡先   |
| 助言の要点                           | <input type="checkbox"/> 入所者のリスクに応じた口腔清掃等の実施  |
|                                 | <input type="checkbox"/> 口腔清掃にかかる知識・技術の習得の必要性 |
|                                 | <input type="checkbox"/> 食事状態、食形態等の確認         |
|                                 | <input type="checkbox"/> その他 ( )              |
|                                 | <input type="checkbox"/> 現在の取組の継続             |
| 実施目標                            | <input type="checkbox"/> 施設職員によるスクリーニング       |
|                                 | <input type="checkbox"/> 施設職員に対する研修会の開催       |
|                                 | <input type="checkbox"/> 口腔清掃の方法・内容等の見直し      |
|                                 | <input type="checkbox"/> 歯科専門職によるスクリーニング、管理等  |
|                                 | <input type="checkbox"/> 歯科専門職による食事環境、食形態等の確認 |
|                                 | <input type="checkbox"/> その他 ( )              |
|                                 | <input type="checkbox"/> 現在の取組の継続             |
| 具体的方策<br>(実施時期、実施場所、<br>主担当者など) |   |
| 留意事項、特記事項等                      |   |

# ○栄養ケア・マネジメントの強化について（施設サービスのみ）

各様式は次ページ参照

## 様式4-1

①入所時における  
栄養スクリーニング・  
アセスメントの実施

- 介護支援専門員は、管理栄養士と連携し、入所後1週間以内に、低栄養状態のリスクを把握（栄養スクリーニング）
- 入所者毎に解決すべき課題を把握（栄養アセスメント）

## 様式4-2

②  
栄養ケア計画  
の作成

- 管理栄養士は、栄養アセスメントに基づき、関連職種と共同して（サービス担当者会議へ出席等）栄養ケア計画を作成
- 栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載でも可

③入所者  
及び家族への  
説明・同意

- サービス提供に際して、施設サービス計画に併せて栄養ケア計画を家族等へ分かりやすく説明し、同意を得る

④  
栄養ケアの実施

- 栄養ケア計画に基づきサービスを提供
- 栄養食事相談の実施
- 栄養ケア提供の経過の記録（栄養補給の状況や内容の変更、栄養食事相談の内容、関連職種のケアの状況等）

⑤  
モニタリング  
の実施

## 様式4-1

- 入所者の状態に応じて実施（低栄養状態の低リスク者は概ね3か月毎、高リスク者及び栄養補給法の移行等の必要がある者は概ね2週間毎）

⑥再栄養  
スクリーニング  
の実施

- 介護支援専門員は、管理栄養士と連携して、3か月毎に栄養スクリーニングを実施
- 計画変更が必要な場合には、サービス担当者会議等において計画の変更を行う
- （以後、②から繰り返す）

○栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング  
(様式) (施設サービスのみのみ)

あくまで様式例ですが、施設で使用している計画の様式がその内容を網羅できているかどうか等、ご確認してください。

※画像では各項目等が見えにくくなってしまったため、下記最新情報のリンクを大分市集団指導のHPに貼っています。必要な場合は、そちらでご確認ください。

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

(別紙様式4-1)

(令和3年3月16日付け介護保険最新情報Vol.936)

別紙様式4-1

栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング (施設) (様式例)

| フリガナ                          |          | 性別       | □男 □女    | 生年月日     | 年 月 日    | 日        | 月        | 日        | 種別       |  |
|-------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--|
| 氏名                            |          | 姓        | 名        | 生年月日     | 年 月 日    | 日        | 月        | 日        | 種別       |  |
| 別冊                            |          | フリガナ     | 種別       | 生年月日     | 年 月 日    | 日        | 月        | 日        | 種別       |  |
| (以下に、記入/記入) 必要な箇所は必ず記入してください。 |          |          |          |          |          |          |          |          |          |  |
| 入院日(記入番号)                     | 年 月 日( ) | 年 月 日( ) | 年 月 日( ) | 年 月 日( ) | 年 月 日( ) | 年 月 日( ) | 年 月 日( ) | 年 月 日( ) | 年 月 日( ) |  |
| 認定施設のリスクレベル                   | ★フルタイム   |          | ★フルタイム   |          | ★フルタイム   |          | ★フルタイム   |          | ★フルタイム   |  |
| 医師                            | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 経過                            | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 嚥下管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 口腔管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| その他                           | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理(総合)                      | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理(個別)                      | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理(支援)                      | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| その他(補助施設など)                   | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 嚥下管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 口腔管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| その他                           | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理(総合)                      | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理(個別)                      | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理(支援)                      | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| その他(補助施設など)                   | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 嚥下管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 口腔管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| その他                           | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理(総合)                      | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理(個別)                      | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理(支援)                      | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| その他(補助施設など)                   | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 嚥下管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 口腔管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| その他                           | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理(総合)                      | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理(個別)                      | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理(支援)                      | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| その他(補助施設など)                   | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 栄養管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 嚥下管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| 口腔管理                          | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |
| その他                           | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    | □男 □女    |  |

栄養ケア・経口移行・経口維持計画書 (施設) (様式例)

○ 栄養ケア・経口移行・経口維持計画書(様式)

(施設サービスのみのみ)

|                  |  |          |              |
|------------------|--|----------|--------------|
| 氏名：              | 殿  | 入所(院)日：  | 年 月 日        |
| 作成者：             |  | 初回作成日：   | 年 月 日        |
|                  |  | 作成(変更)日： | 年 月 日        |
| 利用者及び家族の意向       |  |          | 説明日<br>年 月 日 |
| 解決すべき課題<br>(ニーズ) | 低栄養状態のリスク <input type="checkbox"/> 低 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 高 |          |              |
| 長期目標と期間          |  |          |              |

| 分類                      | 短期目標と期間 | 栄養ケアの具体的内容(頻度、期間) | 担当者 |
|-------------------------|---------|-------------------|-----|
| ★<br>ブル<br>ダ<br>ウン<br>※ |         |                   |     |
|                         |         |                   |     |
|                         |         |                   |     |
| 特記事項                    |         |                   |     |

※①栄養補給・食事、②栄養食事相談、③経口移行の支援、④経口維持の支援、⑤多職種による課題の解決など  
算定加算：□栄養マネジメント強化加算 □経口移行加算 □経口維持加算(□Ⅰ □Ⅱ) □療養食加算

栄養ケア提供経過記録

| 月 日 | サービス提供項目 |
|-----|----------|
|     |          |
|     |          |
|     |          |
|     |          |

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

(別紙様式4-2)

(令和3年3月16日付け介護保険最新情報Vol.936)